

教育委員会定例会議事録

令和3年12月21日 午後2時00分 開会

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	戸 莉 恵理子
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	前 田 清 彦
教育部次長	高 橋 純 司
教育部次長兼学校教育課長	山 本 一 之
教育部次長兼中央図書館長	尾 崎 浩 司
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	桑 野 立 吾
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	梅 野 忠 彦
学校給食課長	林 俊 光
中央図書館主幹	中 西 明

教育長が指定した事務局職員

主 事	近 藤 邦 宏
主 事	森 下 徹

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第36号議案 学校給食費について
- 第3 第37号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第4 その他報告 令和3年12月定例会市議会における教育問題について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸莉・山田 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 次に、日程第2、第36号議案「学校給食費について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「林学校給食課長」 第36号議案「学校給食費について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 給食費の見直しのタイミングとのことですが、総合的に判断し、令和4年度は据え置き、令和5年度以降は状況を見ながら検討を行うとのことです。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 小学校と中学校の給食は、基本的に同じメニューだと思います。ところが「学校給食の栄養価の確認」項にある令和2年度の栄養量接種（充足率）の状況を見てみると、マグネシウムのように小学校と中学校の充足率が大きく異なるものがあります。これはどのような理由によるものですか。小学校と中学校で給食費が異なることが影響していますか。

「林学校給食課長」 小学校と中学校の献立は基本的には一緒ですが、栄養量を補うために中学校だけチーズをつけることなどがあります。国が示す学校給食の摂取基準ですが、栄養素ごとに基準値の設定が異なります。例えば、マグネシウムの基準値は、小学校が1日に摂取する推奨量の3分の1、中学校が1日に摂取する推奨量の40%となっており、さらに中学校は成長期のため摂取量が多く設定されていることから、充足率に差があったものです。

「渡辺委員」 現状の給食費でも、学校給食の栄養価がおおむね充足していると判断し、今回改定を据え置くとのことですが、先ほど話題となったように、一部栄養素では不足しているものもあるとのことです。おおむね充足していると判断されたところについて、もう少し詳しく教えてください。

「林学校給食課長」 国が提示する摂取基準に照らし合わせると、充足率が100%を超える栄養素があるものの、一方で70%程度という栄養素もあります。国の摂取基準を、給食の献立で、すべての栄養素において充足率100%の基準を満たすというのは難しいものです。それは県内他市と見ても同様の状況で、それらと比較するとおおむね平均並みということで、そのような判断とさせていただきました。

「渡辺委員」 他県の状況はわかりますか。

「林学校給食課長」 他市が作成した資料に記載があったのですが、カルシウムや鉄分については、全国的に国の摂取基準を下回る傾向があるようです。特にカルシウムについては、1日に摂取する推奨量の半分を給食で賄うという基準であり、牛乳はありますがなかなか難しい状況です。

「菅沼委員」 不足している栄養素を増やそうとして、それに特化した献立にすることとも考えられますが、その結果、子どもたちが給食を残してしまってもいけません。国の摂取基準は献立ベースで計算されるので、豊川市の場合、残食率が低いいため、実際の摂取量はその分良いのかもしれませんが、献立ベースで改善したとしても、

その分残食率が高くなったとしたら意味がなくなります。

「戸苅委員」 栄養素の中には、給食で補うには限界があるものがあります。給食で賄いきれない栄養素については、各家庭で補ってもらい必要があるため、各家庭に啓発していきたいと給食会議の中で話がありました。それでも補えない場合は、給食費の値上げを行い、学校給食で賄う必要が出てくるという話だったと思います。

「高本教育長」 給食はもちろん大事なものですが、子どもの食生活を給食だけに頼ってしまうのではなく、3食のうち2食は家庭で食べるので、各家庭と一緒に考えていかなければならないテーマだと思います。

「山田委員」 他市の事例を見てみると、公費で補助している自治体があります。給食については、自治体によって大きく変わらないイメージがありますが、このような補助を出している自治体の給食は他自治体よりも豪華だったりするのでしょうか。

「林学校給食課長」 給食費は学校給食の食材相当分の費用で積算されていて、これは他市も同様です。補助金を出している自治体では様々なケースがあり、地産地消の推進ということで割高となってしまう地域食材分を補助している自治体や、消費税が5%から8%となった際に、その増税分を一定期間据え置くために、その差額を補助しているというような自治体もあります。給食メニューとしては、大きくは変わらないと思います。

「高本教育長」 他にありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第2、第36号議案「学校給食費について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第37号議案「教職員の任用について」は、職員の人事に関する案件となりますので議事を非公開として、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第37号議案「教職員の任用について」は非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山本教育部次長」 第37号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第4、その他報告「令和3年12月定例市議会における教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「前田教育部長」 その他報告「令和3年12月定例会市議会における教育問題について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸荻委員」 令和2年度における不登校の児童生徒数ですが、小学生が128名、中学生が227名と、中学生のほうが多い状況です。一方で、心理教育相談室「ゆずりは」の利用者のうち、小中それぞれの保護者割合を見ると、小学生42.1%に対し、中学校19.8%となっており、小学生に関する相談割合のほうが高いようです。不登校の子どもの割合と、実際に相談が寄せられる割合が異なるようですが、この要因として何か考えられますか。

「山本教育部次長」 小学校のうちに子どもが不登校になったとして、本人と保護者が一緒になって心のケアを受けます。ところが、そのケアの効果があまりなかった場合、離れていってしまうというケースがあります。戸荻委員が言われたとおり、ケアを受けていない子どもや保護者が多いということはとても大きな問題です。学校にスクールカウンセラーを配置するなど、ゆずりはに限らず相談窓口を設けていますが、中学生になると、本人も保護者もなかなかそういった窓口を足運ばない傾向があります。

「戸荻委員」 不登校の要因を見てみると、「無気力・不安」や「いじめを除く友人関係をめぐる問題」など、学校生活ではない項目が増加傾向にあるようです。このような要因を学校だけで対応するのは限界がありますので、学校や教育委員会だけでなく、家庭との連携が今後ますます重要になってくると思います。

「高本教育長」 中学生の相談割合が低い要因として2つあると思います。ひとつは、あきらめてしまったというケース。色々なことを試してみたけれど、なかなかうまくいかなくて、手の打ちようがないと考えてしまったというものです。もうひとつは、相談したいがどこに行っても良いか分からないというケース。学校もゆずりはも相談受入の窓口であり、迷ったら相談に来てくださいというものなので、これは別のアクションがあってもいいかもしれません。

「菅沼委員」 例えば、ゆずりはの臨床心理士を増やすことで、面談予約がしやすくなったり、また相談する先生を選びやすくなって、中学生の相談が増えるということも考えられますか。

「山本教育部次長」 ゆずりはについては、現在、全く予約が取れないという状況ではありません。ただし、中学生では、ゆずりはに相談しに行くという行為自体に抵抗があることが考えられますので、そのようなところを解消できる取組が必要であると考えています。保護者の中には、思春期の間、または中学校、高校の間に不登校であ

ったとしても、その期間が終われば解消されるという希望的観測の方もいると聞いたことがあります。しかし、実際には、それが卒業後も続いて、大人になっても引きこもったままというケースが往々にしてあるようです。先日、臨床心理士の先生と話していた時に、そのようなことも伝えていく必要があると言っていました。

「山田委員」 実際に相談窓口を利用することで、何かしら効果は得られるものと考えられます。例えば、相手方から自主的に相談申し込みがあるようなケースだと、快方に向かうことが多いのではないかと思います。色々な選択肢を用意したとしても、保護者や本人が興味、関心を持ってくれないとうまくいきません。利用しないと始まらないからです。そういったことを考えると、相手から手が挙がるのを待つのではなく、こちらから強く促すというようなアクションも必要なのかもしれません。

「山本教育部次長」 以前は学校でも、本人の意思を尊重するという姿勢だったのですが、最近ではある程度強めに促しています。例えば、「今日はカウンセラーが学校にいるから1時間話をしてみましよう」などというように促しています。ただ、そうであってもなかなか足が向かないというのが現実のようです。

「高本教育長」 例えば体調が悪くなって病院にかかったとして、それでも良くならなかつたら病院を変えてみるということもあると思います。それと同じように、様々な相談先の選択肢を設けることで、何か改善されるケースもあるかもしれませんし、保護者の救済につながることもあるかもしれません。

「山田委員」 不登校生徒の進路先として、全日制、定時制、通信制、その他の高等学校とありますが、「その他の高等学校」はどのような学校ですか。

「山本教育部次長」 特別支援学校の高等部のことです。そこに進学した生徒が1名いました。

「高本教育長」 他にご質問等が無ければ、その他報告「令和3年12月定例会市議会における教育問題について」の報告は以上とさせていただきます。

「高本教育長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時11分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員